

【令和3年福島県沖を震源とする地震】被災者生活再建支援制度のご案内

■ 支援の内容

災害により住宅に「**中規模半壊**」以上の被害があった世帯に対して、支援金が支給されます。

支給条件と金額は次のとおりです。なお、単身世帯の支給額は、各々の支援金の3/4になります。()の金額は、単身世帯の金額となります。(単位：万円)

区分	基礎支援金[1] (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金[2] (住宅の再建方法に応じて支給)		計 [1]+[2]
全壊 半壊解体 敷地被害解体	100(75)	ア 建設・購入	200(150)	300(225)
		イ 補修	100(75)	200(150)
		ウ 賃借	50(37.5)	150(112.5)
大規模半壊	50(37.5)	ア 建設・購入	200(150)	250(187.5)
		イ 補修	100(75)	150(112.5)
		ウ 賃借	50(37.5)	100(75)
中規模半壊	—	ア 建設・購入	100(75)	100(75)
		イ 補修	50(37.5)	50(37.5)
		ウ 賃借	25(18.75)	25(18.75)

※加算支援金のア～ウに2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。

※「ウ 賃借」について

- ・被災した物件に引き続き住み続ける場合も対象となります。
- ・公営住宅や借上住宅は対象となりません。

※次の①、②の両方を満たした場合は「**全壊**」とみなされます。

- ① 住宅が「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」のり災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じた。
- ② **そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した。**(借家に居住されていた方も、その借家が解体された場合は対象となります。)

■ 活用できる方

「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」の「**り災証明書(居住者用)**」を受けた世帯(上記「全壊とみなされる場合」を含む)

※借家に居住されていた方も対象となります。

※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。

※倉庫、店舗等については対象となりません。

※令和3年2月13日現在で居住していた住所と住民登録地が異なっていた場合、公共料金の領収書の写しなどの居住の実態が確認できる資料(世帯全員分)の提出が必要となります。

■ 手続き

申請書に必要書類を添付し、基礎支援金は**令和6年(2024年)3月12日まで**、加算支援金は**令和6年(2024年)3月12日まで**に、郡山市役所保健福祉総務課(本庁舎1階)へ申請してください。

市が受付した後、書類は公益財団法人都道府県センター(電話 03-5212-9111)により審査され指定の口座に支援金が振り込まれます。(支給を受ける前(申請後の場合も含む。)に世帯構成員の全員が亡くなられた場合は支給されません。(支援金申請の権利は相続の対象となりません。))

申請から、振り込みまでは約4ヶ月程度かかります。

■ お問い合わせ先

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉総務課(本庁舎1階 TEL 024-924-3822)

・月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時15分

申請に必要な書類は裏面を確認してください。

■ **必要書類等** (○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。)

必要書類		備考	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊 解体	敷地被害 解体
1	り災証明書 (居住者用) 原本	り災証明書は「居住者用」を添付してください。「所有者用」のり災証明書では申請できません。(同意書提出で省略可)	○	○	○	○	○
2	同意書	被災状況、世帯情報の調査に関する同意書	○	○	○	○	○
3	預金通帳の写し	金融機関名や口座名義人のフリガナ等が確認できる、世帯主の通帳の写し	○	○	○	○	○
4	居住を証明する書類及び住民票 (続柄、本籍等全部記載のもの) ※り災場所に住民票がなかった方のみ	令和3年2月13日時点で、り災場所に居住していても住民票がなかった方は居住の実態が確認できる書類 (公共料金領収書の写し等) と令和3年2月13日時点の住民票の提出 が必要です。(申請書にマイナンバーを記入した場合、住民票は省略できますが、 申請時にマイナンバーカードを必ずお持ちください。郵送での申請の際はカード両面のコピーを添付してください。(紙製の通知カードの提示では住民票を省略することはできません。) また、世帯状況により、別途住民票が必要になる場合もあります。)	△	△	△	△	△
5	滅失登記簿謄本 又は解体証明書	法務局で滅失が確認できる登記事項証明書を取得するか、解体前後の写真及びり災証明書のコピーを持参し、開発建築指導課 (024-924-2371) で解体証明書を取得してください。	—	—	—	○	○
	敷地被害証明書類		—	—	—	—	○
6	契約書等の写し ※加算支援金を申請する方のみ	住宅の再建方法が確認できる契約書の写し等 (日付、住所、氏名、工期、印鑑等漏れののないもの)	○	○	○	○	○

※「3 預金通帳の写し」については、2回目以降申請する際も添付してください。

※「4 居住を証明する書類」については下記の書類等になります。

① **世帯主の場合** (下記のものいずれか1通)

- 被災した住所において、世帯主名義で契約している **電気・ガス・水道の領収書、利用明細書** (令和3年2月13日を含む使用が確認できるもの。)
紛失してしまった場合は明細等に代わるものを契約事業者に発行してもらってください。
参考：郡山市上下水道局 水道料金の「徴収簿」
東北電力「電気ご使用量および料金のお知らせ」など

② **世帯員の場合** (下記のもの複数。)

- 市町村からの通知、携帯電話の請求書、保険等の通知、郵便物、インターネット通販等の明細などで、氏名、被災住所、送付の年月日が確認できるもの。(令和3年2月13日前と後のものを複数ご提出ください。)

※基礎支援金申請後に加算支援金を申請する際は、申請書のほか3と6の書類を添付してください。(1、2、4、5は不要です。)

※都道府県センターの審査の過程で追加書類の提出を求める場合がございますので、ご承知おきください。
また、審査の結果、支給にならない場合もございます。